

【子ども・子育て支援事業計画と自治体こども計画】

■こども計画と一体的に作成する場合

計 画	R7	R8	R9	R10	R11	R12～R16	R17～R21
こども計画	未策定		一体的に策定			一体的に策定	一体的に策定
子子計画	単独策定						
	第三期計画					第四期計画	第五期計画

※こども計画：市町村こども計画（境港市こども計画（仮））

子子計画：市町村支援事業計画（境港市子ども・子育て支援事業計画）

令和7年度から第三期市町村支援事業計画を開始しつつ、こども計画策定後は市町村こども計画の一部として位置付け。以降5年を一期としてこども計画を策定する。

■ こども等の意見を反映するための措置

こども基本法第 11 条の規定に基づき、こども施策の策定や評価に当たっては、こども又はこどもを養育する者その他の関係者（以下「こども等」という。）の意見を反映させるために必要な措置を講ずることが求められている。

市町村支援事業計画と市町村こども計画に関して一体的にこども等の意見反映を行うため、来年度、こども等の意見聴取の取り組みを行う。

【こども計画のイメージ】

